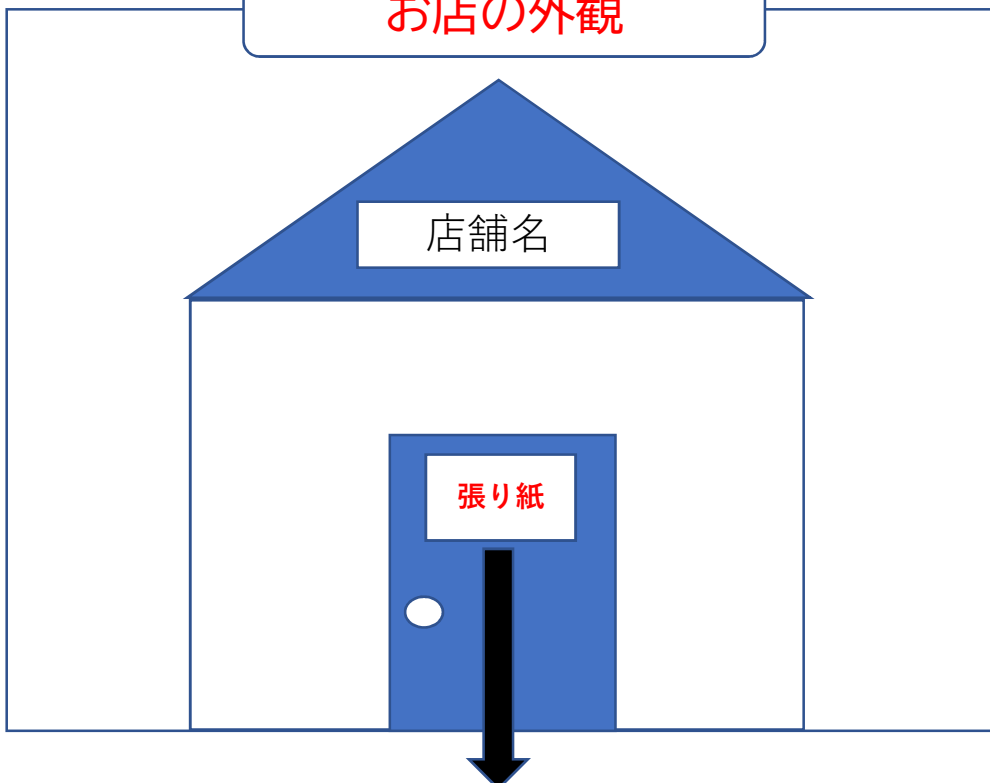


# 時短営業, 休業したことが分かる 張り紙・ポスターの例

※1月26日以前も時短要請に応じていただいている場合  
【第三者認証店以外の店舗】鹿児島市, 鹿屋市, 霧島市

## お店の外観



## 張り紙拡大図

手書き等で修正

Two examples of '営業時間短縮のお知らせ' (Notice of Shortened Business Hours) posters. The left poster has handwritten corrections in red ink. A red arrow points to the date '1月26日' which has been crossed out and replaced with '1月26日'. Another red arrow points to the time '10時～18時' which has been crossed out and replaced with '10時～17時'. The right poster is a clean version of the same notice.

**営業時間短縮のお知らせ**

鹿児島県の要請に基づき、  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、  
時短営業を実施します。

○実施期間  
1月21日～~~2月3日~~<sup>1月26日</sup>

○時短営業期間中の営業時間  
時 分 ～ 時 分  
※ お酒の提供は行いません。

○通常（時短前）の営業時間  
時 分 ～ 時 分

○店舗名

### 【記載注意点】

- ① 時短営業, 休業の期間が分かるように記載してください。
- ② 時短営業される際の営業時間は, 午前5時から午後8時以内にしてください。
- ③ 酒類の提供は行わないでください。